

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、本日、株式会社フジタに対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省福島地方環境事務所

総務部経理課

課長：黒川ひとみ

課長補佐：芳賀 忠光

TEL:024-573-7246

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
株式会社フジタ	東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

2 指名停止措置期間

平成30年7月12日から平成30年8月11日まで（1か月）

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

公正取引委員会が、東北農政局が発注した土木一式工事において、独占禁止法第19条（不正な取引方法の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年6月14日株式会社フジタに対し同法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令を行った。

5 指名停止措置理由

本件は、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付環境会第9号）（以下「指名停止措置要領」という。）別表2第16号に該当する。

したがって、本件については1か月の指名停止措置を行うものとする。

指名停止措置要領 別表2第16号

措置要件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16. 別表1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適正であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内